

旧フィッシングセンター跡地



福井市からのPRポイント

- ・当該財産には養魚池があります。
- ・周辺には鷹巣海水浴場、国民宿舎鷹巣荘、鷹巣・亀島海岸遊歩道等があり、鷹巣地区の自然を体感できます。
- ・当該財産の一部スペースを借受することも可能です。

基本情報

住所	福井市菟町 1-60-1 ほか (二次元コードによりマップをご確認いただけます)	
アクセス方法	JR 北陸本線福井駅から京福バス「みの浦」停留所下車 徒歩で約 10 分 北陸自動車道（福井北 IC）から車で約 50 分	
都市計画区域	区域外	
用途地域	—	
建ぺい率	—	
容積率	—	
地目	公園外	
周辺の公共施設等	・ 鷹巣漁港 50m 徒歩約 1 分 ・ 国民宿舎鷹巣荘 200m 徒歩約 2 分 ・ 鷹巣公民館 650m 車で約 2 分 ・ 鷹巣海水浴場 2km 車で約 5 分	

物件情報

財産区分	普通財産
敷地面積	約 4,655 m ²
うち貸付面積	約 4,655 m ²
接道状況	県道鷹巣港線に隣接
法令等の規制	・ 越前加賀海岸国定公園 第2種特別地域 ※高さ 13m以下などの建築制限あり 制限の詳細や必要な手続き等については、福井県自然環境課（TEL：0776-20-0305）へ事前にお問い合わせください。 ・ 土砂災害警戒区域

建物に関する情報

延床面積	敷地内の建物（事務所２棟、電気室）はいずれも老朽化により使用困難なため貸付対象外
うち貸付面積	—
築年数	—
階数	—
構造	—
主な諸室	—
耐震補強	—
駐車場	なし
投票所・避難所・ ハロート等の指定	なし
光熱水費	事業者さま負担
現在の管理運営	直営管理
管理運営者	福井市

供給設備に関する情報

電気	引込可
ガス	無
給水設備	上水道（権利あり）
排水設備	無
インターネット	—
物件状況の特記事項	・養魚池（20m：1面 12m：2面）があります（利活用可）。 ・施設内の建物等はいずれも老朽化により使用困難であり、原則貸付対象外です。

貸付価格

提案価格	無償もしくは適正価格以上
参考適正価格	218.05 円/㎡（年額）
価格に関する備考	・上記の適正価格は、路線価等により算定した概算価格となります。使用面積、形状などにより、価格が変動する場合があります。 ■地域振興規定適用可能財産 ・当該財産は、「地域振興に資する事業」を行う事業者さまが借り受ける場合、減額又は無償での貸し付けが可能となる財産です。減額等による借受提案をお考えの場合は、事前にご相談ください。ただし、事業者選定審査において、提案借受価格は審査項目となります。 ・無償貸付の場合は、市との使用貸借契約となり、土地の賃借料は免除されますが、維持管理に係る必要経費は事業者さまにご負担いただきます。

活用方針

市が求める提案	・地域の活性化・振興につながる提案を募集します。
提案に対する条件	・当該財産は、地域と密接な関係があることから、地元説明など地元住民等への配慮が必要となります。 ・民家に隣接しているため、プライバシーや居住環境を害さないよう配慮してください。 ・当該財産の貸付にあたり、原則として敷地内の建築物等の修繕・改修は行いません。建築物等の使用を希望する場合は、事業者さまの負担で修繕・改修をお願いします。 ・施設の用途変更に係る改修などの費用は事業者さまの負担とします。また、貸付終了後は原則事業者さまの負担において原状復旧するものとします。

その他

その他特記事項	・入口ゲート、養魚池の給排水設備、上水道設備等は老朽化のため使用できません。使用を希望する場合は、事業者さまの負担で修繕、改修をお願いします。 ・敷地内除草等が必要になります。原則、事業者さま負担をお願いします。 ・上記制限に加え、その他法令等の確認・遵守については、提案者さまの負担と責任のもと行うものとします。
---------	---

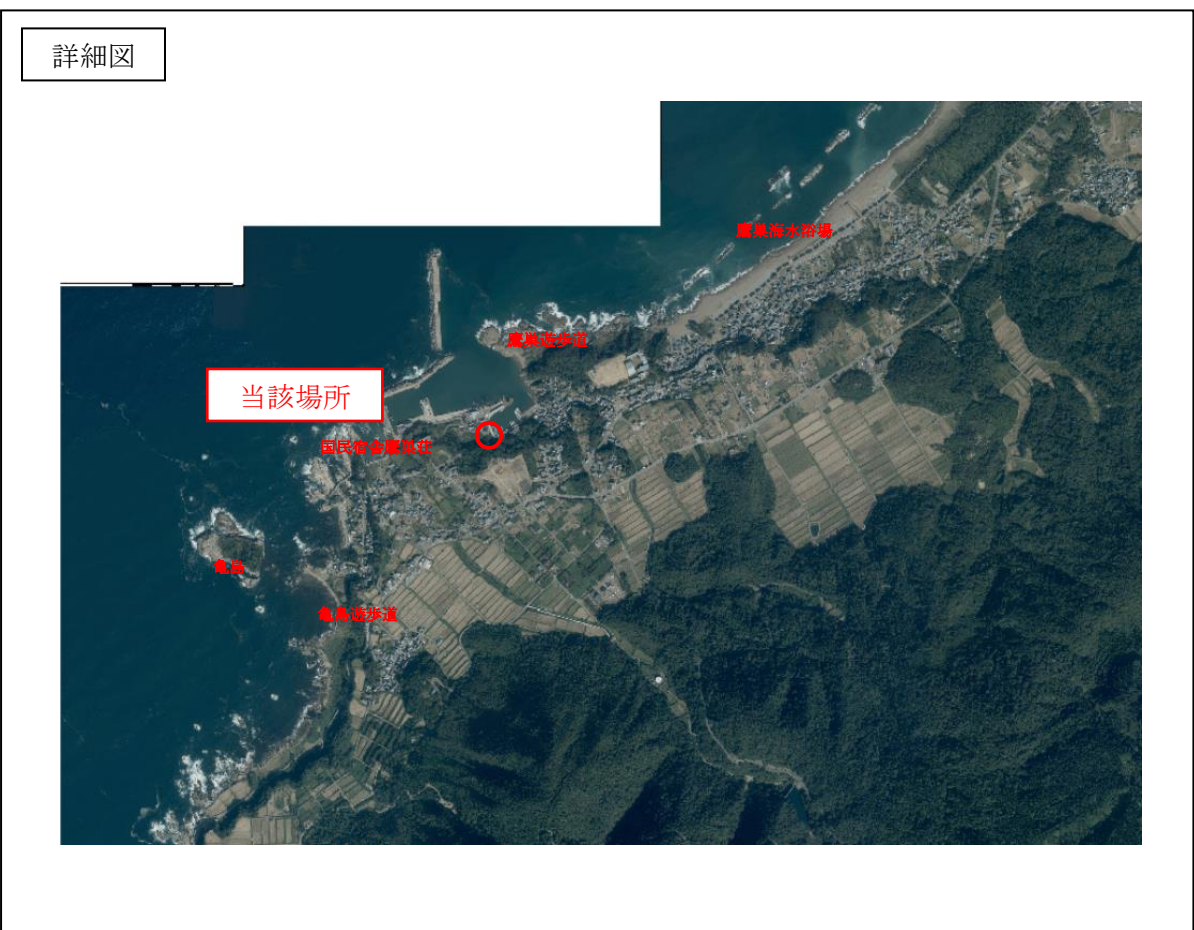
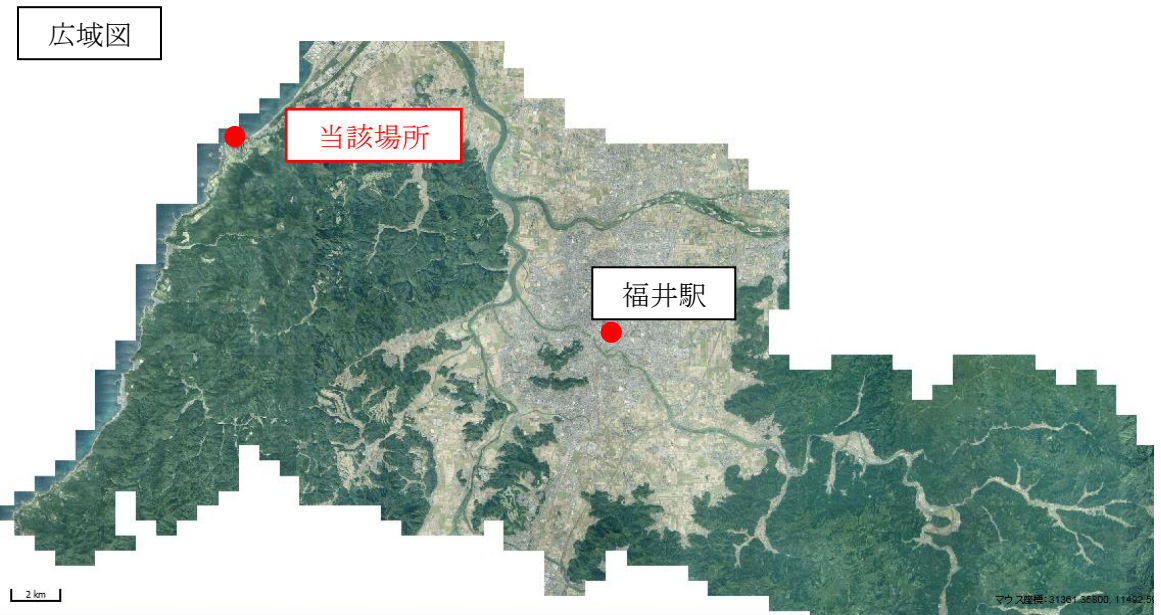
問い合わせ

商工労働部 観光文化スポーツ局 観光振興課

住所：910-0858 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階

TEL：0776-20-5346 FAX:0776-20-5670 メール：kankou@city.fukui.lg.jp

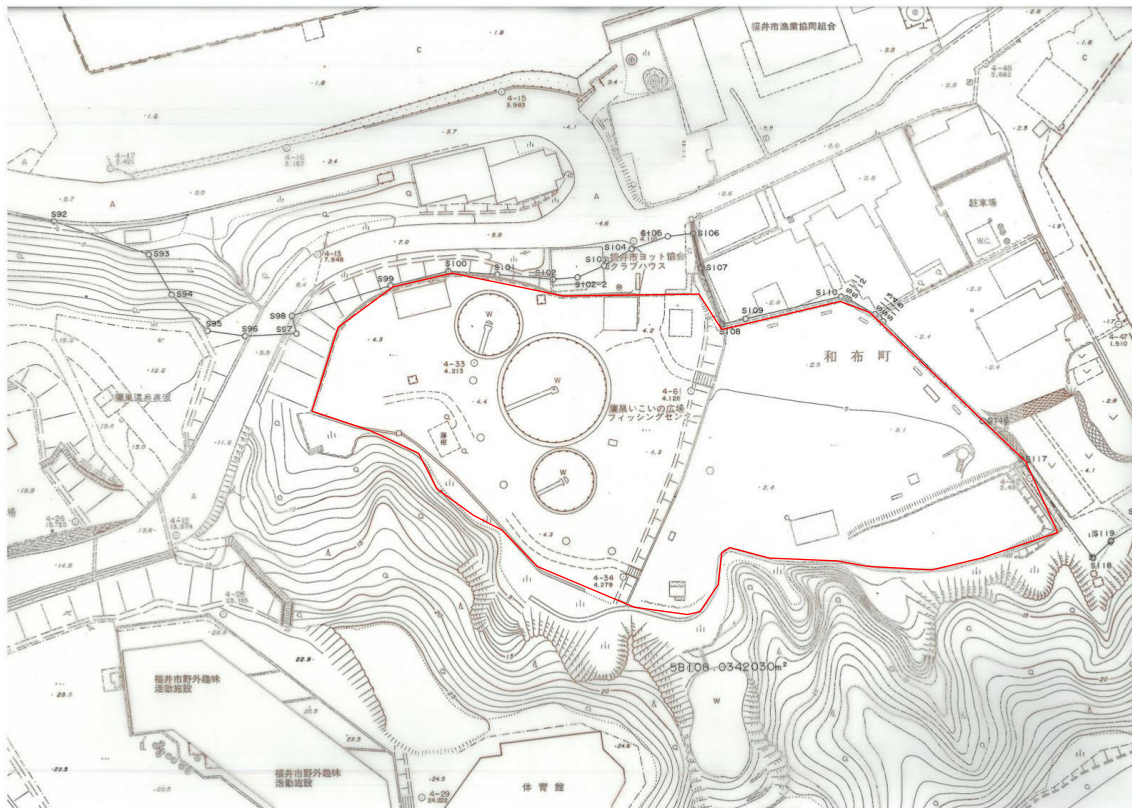
位置図



対象施設の写真



対象施設の図面



【普通財産 フィッシングセンター 利活用シミュレーション（イメージ）】

1 地域振興規定により、財産の賃借料の減免が認められ、使用貸借により、フィッシングセンターを利活用した場合

（１）土地にかかる費用

- ・賃借料 使用貸借契約により無償（０円）
- ・維持管理費 約 516,000 円（除草作業実費相当分 年２回）
- ・その他修繕料、管理費、事業実施費用等、利活用に係る必要な費用は、事業実施者負担です。

2 通常の賃貸借により、フィッシングセンターを利活用した場合（使用貸借により利活用した場合の費用に加え、以下の費用が発生）

（１）土地にかかる費用

- ・賃借料 218.05 円／㎡

※注意事項 本シミュレーションによる費用は、仮のものであり、実際の利活用方法等により変更となる可能性があります。

詳細は、事前相談時に担当課へ直接お問い合わせください。